

復興特区支援利子補給金  
公募要領  
(平成30年度第2回)

平成30年8月  
復興庁

## 目 次

1. 事業の目的等	1
(1) 事業の目的	1
(2) 利子補給金の支給の対象	1
(3) 対象事業	1
(4) 公募の趣旨	1
(5) 対象貸付	4
2. 利子補給金の交付額等	4
(1) 利子補給金の交付額	4
(2) 利子補給率	5
(3) 利子補給金支払期間	6
3. 応募書類等の提出	6
(1) 受付期間	6
(2) 応募書類の提出方法	6
(3) 送付先、問い合わせ先	6
(4) 提出書類	7
4. 確認結果の通知	7
5. 内容確認の通知後の手続き	7
(1) 復興推進計画の認定申請	7
(2) 指定金融機関の指定申請	7
(3) 対象事業者の推薦申請	7

## 1. 事業の目的等

### (1) 事業の目的

本事業は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 2 条の基本理念を踏まえ、少子高齢化、電力その他のエネルギー利用の制約等の課題の解決に資する先導的な取組み、被災地域における雇用機会の創出等を図る事業の円滑な実施を支援することを目的としています。

### (2) 利子補給金の支給の対象

支給の対象となる金融機関は、東日本大震災特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号。以下「規則」という。）第 3 条に規定された以下のとおりとなります。

- ・ 銀行
- ・ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ・ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ・ 農林中央金庫
- ・ 株式会社商工組合中央金庫
- ・ 株式会社日本政策投資銀行

### (3) 対象事業

復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして規則第 2 条で定める事業（次項の表を参照）のうち、復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものとなります。

### (4) 公募の趣旨

復興の円滑かつ迅速な推進を幅広く支援する観点から、復興特区支援利子補給金の支給対象事業等を公募するものです。

復興推進計画の認定申請に先立ち、予定されている復興特区支援利子補給金の支給対象等が要件に合致しているかなどをあらかじめ確認し、内容に特段問題がなければ、復興推進計画の認定申請等の必要な手続きを進めることとなります。

表 規則第2条に規定された事業及び要件

区分	事業内容	要件
第1号	疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業	D, E
第2号	農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業	
第3号	エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業	
第4号	地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業	
第5号	新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、雇用機会の創出に資するもの	A, B, C
第6号	地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの	
第7号	貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	D, E
第8号	情報通信基盤の整備等に関する事業	
第9号	地域における公共交通機関の整備等に関する事業	

具体的には、規則第2条に規定された事業毎に、それぞれの右欄に掲げる要件の全てを満たし、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域（ただし、福島県の場合は全域）における復興の推進に資するものとしします。

なお、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体による出資比率の合計が50%を超える子会社・子法人を含む）による出資比率が50%を超える事業者等、国又は地方公共団体による資本的支配を受けていると評価される事業者が実施する事業は対象外とします。

#### <要件A>

認定申請を行う特定地方公共団体におけるそれぞれの日本標準産業分類の大分類に占める対象業種（中分類）の占有率（新規事業所による増加分も含む）が上位5業種以内（製造業については上位10業種以内）であること（以下のア、イのいずれかでこの要件を満たすこと）

ア. 売上高又は生産額（※）

イ. 従業者数（パート・アルバイトは含み、派遣社員を除く。）

（※）製造業、小売・卸売業は、売上高（製造品出荷額・小売販売額及びこれに準ずるもの）とし、これ以外の業種は、生産額とする。

#### <要件B>

対象業種の中における当該事業者の売上高又は従業者数（新規事業所による増加分及び既存事業所分）の占有率が概ね1/6以上であること

#### <要件C>

当該事業の実施により、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域（ただし、福島県の場合は全域）において、下表に掲げる人数の新規雇用（事業実施後から事業実施前を差し引いた純増分の従業員数）を創出すること

当該事業者への貸付合計額※	新規雇用者数
3億円以上	3人以上
10億円以上	10人以上
30億円以上	30人以上
50億円以上	50人以上

※ 利子補給の対象貸付額であって、当該事業に貸付を行う金融機関が複数ある場合は、各金融機関による貸付額を合計したもの

#### <要件D>

復興推進計画の区域において、当該事業の実施が地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業に関するもの

なお、地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業として該当せず、雇用創出が少なく、地元への経済波及効果が見込まれないなど、特定地方公共団体の復興への貢献が説明できない事業は対象となりません。

※「地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業」とは、東日本大震災以降において、例えば次のいずれかに該当するものが想定されます。

- 公的な各種計画（例：特定地方公共団体の復興計画又はそれに類する計画）に位置付けられていること
- 特定地方公共団体の議会において議決等を得ていること

#### <要件E>

次のいずれかを満たすこと

- ① 当該事業の事業費の規模が認定申請を行う特定地方公共団体における要件A

- の業種の設備投資平均額（直近3年以上の平均値）と同等以上と認められること
- ② 当該事業者にとって新たな生産目的等を達成するための設備投資<sup>※</sup>であって、事業費が年間の減価償却費（直近3年以上の平均値）を超える設備投資であること（※：老朽化設備の更新投資等は対象となりません）

#### （5）対象貸付

- 原則として、平成30年12月から平成31年2月までに初回貸付を実行（貸付契約等を行うもの）し、かつ、平成32年3月までに最終貸付を実行する予定のものを対象とします。当該期間以前に実行した貸付は利子補給の対象とはなりませんので、御注意下さい。
- 金融機関による単独の事業者への貸付合計額が3億円以上のものを対象とします。ただし、単独の事業者が同一特定地方公共団体で行う事業に対する貸付合計額は100億円を上限とします。
- 本制度は東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第44条第4項に基づき、当該貸付が最初に行われた日から起算して5年間の利子補給契約を結ぶ制度となっており、貸付期間は原則5年以上のものを対象とします。
- 国等の補助金を活用する場合において、当該補助金が交付されるまでのつなぎ貸付は対象となりません。また、国等の補助金の交付要綱等において、他の支援制度との併用が禁止されている場合は対象となりません。
- 原則として運転資金は利子補給の対象となりません。

## 2. 利子補給金の交付額等

### （1）利子補給金の交付額

単位期間毎に支給する利子補給金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる算式により、算出した額となります。

$$\text{利子補給金の額} = A \times B \div 365 \times C$$

A：単位期間における利子補給契約の対象である貸付契約の貸付残高又は規則第28条で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

B：Aの貸付残高の存する日数

C：（2）の利子補給率

なお、当該算式により計算した当該利子補給契約による利子補給金の額の合計が当該年度の予算から既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計を差し引いた残額を超えることが明らかになった場合、当該超えることが明らかになった新たに締結する利子補給契約の利子補給金については、次に掲げる算式をもって

あんぶん

按分計算した額とし、予算の範囲内において支給することとなります。

新たに締結する各利子補給契約による利子補給金の額 =  $A \times B / C$

A：利子補給金年度予算額 - 既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計

B：単位期間において新たに締結する各利子補給契約について、その対象である貸付契約の貸付残高又は規則第28条で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に関する貸付残高のいずれか低い額

C：Bの各利子補給契約に係る貸付残高の合計

## (2) 利子補給率

利子補給率は貸付金利を基に以下の数値を上限とします。なお、貸付金利は当該事業者に対する一般的な貸付条件に照らして適正な水準であることを前提としております。

区 分	利子補給率
中小企業	貸付金利（上限0.7%）
上記以外の者	貸付金利×0.8（上限0.7%）

「中小企業」とは、業種毎に以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業及び個人を指すものとします。

業種分類	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下とします。

※以下の項目に該当する中小企業を除きます。

- 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「みなし大

企業」という。)

- 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- 役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人

### (3) 利子補給金の支払期間

利子補給契約に基づく貸付が最初に行われた日から起算して5年間

## 3. 応募書類等の提出

### (1) 受付期間

平成30年8月27日（月）から平成30年9月25日（火）正午まで

### (2) 応募書類の提出方法

応募される特定地方公共団体は、別紙を上述の受付期間中に（3）の送付先へ提出して下さい。封書の宛名面には、「復興特区支援利子補給金提出書類在中」と朱書きで明記して下さい。

なお、不明な点がありましたら、次の問い合わせ先にご連絡下さい。

### (3) 送付先、問い合わせ先

- 復興庁 復興特区班 担当：足立、荒井

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階

TEL：03-6328-1111（内線：1308）

- 岩手復興局 計画班 担当：生田目、松浦、菅野

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル6階

TEL：019-654-6609

- 宮城復興局 復興特区・観光班 担当：三本、三上

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル13階

TEL：022-266-2166

- 福島復興局 特区班 担当：熊谷  
〒960-8031  
福島県福島市栄町11-25 AXCビル5階  
TEL：024-522-8519
- ※茨城県内の案件は、復興庁復興特区班が担当となります。

#### (4) 提出書類

添付の別紙を使用して下さい。

- 用紙の大きさはA4版とし、片面印刷でお願いします（両面印刷は不可）。ワープロ打ち、フォントは12ポイント、書体は明朝体とします。提出書類の中央下に通しページを必ず付けて下さい。
- 別紙のほかに、要件A、B、C又は要件D、Eを満たすことが分かる説明資料も併せて提出して下さい。（例：経済センサスのデータ、現状の従業員数、公的な各種計画の該当箇所の抜粋など）
- 別紙に基づき復興庁にて内容を確認します。また、確認の際、必要に応じて追加説明資料を提出して頂くとともに、ヒアリングを行うことがあります。
- 別紙等は内容の確認に限定して使用します。なお、ご提出された別紙等は返却いたしませんのでご留意下さい。

#### 4. 確認結果の通知

別紙の受領後、速やかに内容を確認し、応募者に結果を通知します。

なお、予算の状況等により、これまでに利子補給を活用したことのない事業者を優先的に取り扱うことがあります。

#### 5. 内容確認の通知後の手続き

以下の申請書等を指定された期限までに提出して下さい。なお、提出期限は事情により変更となる場合があります。

- (1) 復興推進計画の認定申請（申請者：特定地方公共団体の長）  
平成30年10月19日（金）まで  
※法第13条に規定する地域協議会における協議を経て申請して下さい。
- (2) 指定金融機関の指定申請書（申請者：金融機関）  
平成30年11月12日（月）まで
- (3) 対象事業者の推薦申請書（申請者：事業者）  
平成30年11月12日（月）まで  
※特定地方公共団体の長による対象事業者確認書を添付して下さい。

以 上